

アメリカ中等後教育改善基金における全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトの導入と特質  
-1992年高等教育改正法の制定過程の検討を通して-

A Study on the Introduction and the Characteristic of the Special Projects in Areas of National Need at the Fund for the Improvement of Postsecondary Education in the U.S.A:  
through the legislation process of the Higher Education Amendments of 1992

吉田 武 大\*  
Takehiro YOSHIDA

**Abstract**

The purpose of this investigation is to analyze the establishment and the characteristic of the Special Projects in Areas of National Need at the Fund for the Improvement of Postsecondary Education (FIPSE) in the U.S.A, through the legislation process of the Higher Education Amendments of 1992.

Previous studies have examined the degree of success of FISPE, considered how the projects supported by FIPSE were shared with other educational institutions, analyzed the formation process of FIPSE chronologically, and examined the aid management by FIPSE. However, these studies have not considered the characteristic of the Special Projects in Areas of National Need at FIPSE.

Then, the obtained results are as follows; (1) The Special Projects in Areas of National Needs was initially proposed not by the federal government, but by the Midwestern Universities Alliance. (2) Through the establishment of the Higher Education Amendments of 1992, the authority of identifying the Areas of National Need was granted only to the Director of FIPSE.

**キーワード**：アメリカ連邦政府, 中等後教育改善基金,  
全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクト

---

\* 関西国際大学教育学部

## はじめに

本研究の目的は、アメリカ連邦政府の一部局である中等後教育改善基金（Fund for the Improvement of Postsecondary Education, 以下、FIPSE）の全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクト（Special Projects in Areas of National Need）を対象として、この特別プロジェクトがどのような経緯のもとで導入され、いかなる特質を有しているのかを、1992年高等教育改正法（Higher Education Amendments of 1992）の制定過程の検討を通して明らかにすることである。

周知のように、アメリカにおいては、州政府が教育に関して第一義的権限を有している。そのようななかで、連邦政府は必要に応じて教育に関与してきた。むろん、FIPSE もその例外ではない。FIPSE の場合、中等後教育機関や公私立の各種機関から提案された教育の開発・改善に関する申請書を審査した上で、財政的な援助を実施するという行政行為を通じて教育に関与している。

このように、連邦政府の一組織である FIPSE が教育に関与するとはいっても、それはあくまでも各教育機関の自律的な教育の開発・改善を前提としたものであり、FIPSE 自体が各教育機関の教育のありようを直接に決定しているわけではない。

ところが、1992年の法改正によって、こうした連邦政府と教育機関との関係に新たな変化が生じることとなる。つまり、FIPSE が、教育の開発や改善に関して全米的に必要性のある分野をあらかじめ定めて、それに即した特別プロジェクトに対して財政援助を行う仕組みが新たに制度化されたのである。1972年の FIPSE の創設以降、各教育機関による自律的な教育の開発・改善が重視されてきたなかで、こうした新たな制度はどのような経緯によって設けられたのであり、そこにはどのような特質がみられたのであろうか。

FIPSE に関する先行研究としては、教育改善を促す連邦政府の各種プログラムのなかでも高い評価を得ている FIPSE の取り組みが依然として成功的なものであるかどうかを検証したもの<sup>1)</sup>、FIPSE の財政援助のもとで行われた教育の開発・改善に関する事例を他の教育機関等とどのように共有しているのかを報告したもの<sup>2)</sup>、FIPSE の創設過程を時系列的に記述したもの<sup>3)</sup>、そして FIPSE の創設期から1970年代後半までの歴史的な展開と、FIPSE 担当官による補助金のマネジメントを分析したもの<sup>4)</sup>が挙げられる。しかし、これらは FIPSE の展開過程や効果の検証、財政援助の特質を論じたものであって、全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトがどのような経緯を経て制度化され、いかなる特質を有しているのかに関する研究は全くといってよいほどみられない。

1992年の法改正によって制度化されたこの特別プロジェクトにどのような特質があるのかを検討することは、中等後教育への関与をめぐるアメリカ連邦政府の多面的な役割を考察していく上で基本的な展望を与えるものと考えられる。

そこで本研究では、冒頭で設定した目的を明らかにするために2つの作業課題を設定する。第1に、連邦議会の上下各院において、全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトをめぐるどのような議論がなされたのかを分析し、第2に、1992年の両院協議会を経て全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトがいかんして制度化されたのかを検討する。

検討に際しては、主として FIPSE に関する連邦議会議事録等の議会資料を素材として進めていくことにする。

## I 連邦議会上下各院における制定過程

### 1. 上院における制定過程

上院の教育・芸術・人文科学に関する小委員会（Subcommittee on Education, Arts and Humanities）は、1986年高等教育改正法（Higher Education Act of Amendments of 1986）を改正して新たな法律を策定すべく、19回に渡って公聴会を開催した<sup>5)</sup>。その後、1991年5月23日に、クレイボーン・ペル（Claiborne Pell）上院議員らは1992年高等教育改正法の原法案となるS.1150を上院に提出している。ただ、FIPSEの規定をめぐっては、section 1005において、1987年という文言を削除し、代わりに1992年という文言を挿入するとの記載がなされていた程度であり、FIPSEの規定内容自体に変更はみられなかった<sup>6)</sup>。

S.1150が上院に提出された後、労働・人的資源に関する常任委員会（the full Committee on Labor and Human Resources）は追加の公聴会を開催するなどして、S.1150の再検討を行った。最終的に、教育・芸術・人文科学に関する小委員会は10月23日及び30日にS.1150を修正した上で、11月12日にS.1150の修正と推薦に関する報告書を上院に提出している<sup>7)</sup>。ここにおいて、FIPSEは従来のTitle Xという章ではなく、Title Iという別の章において規定されることとなった。また、FIPSEに関する規定については、1986年高等教育改正法で定められていた条文に若干の修正がなされた他に、以下の通り、高等教育機関における刷新的プログラム（Innovative Programs at Institutions of Higher Education）という新たな subpart が追加されている<sup>8)</sup>。

### Subpart2 高等教育機関での刷新的プログラム

#### Sec. 115 プログラムの権限

##### (a) 補助金の権限

- (1) 教育省長官による補助金 この subpart への歳出が1000万ドル以下の会計年度において、教育省長官は、section 118に基づいて提出された申請書に記載されている活動経費に関わる連邦政府の負担分を支払うために、州高等教育行政庁に対して補助金を支給する権限を有する。
- (2) 州補助金プログラム この subpart への歳出が1000万ドルかそれ以上の会計年度において、州高等教育行政庁が section 118に基づいて提出された申請書に記載されている活動経費に関わる連邦政府の負担を支払うことを可能とするために、教育省長官は、この subpart の規定に即して、section 116の配分から州高等教育行政庁に補助金を支給する権限を有する。
- (3) 連邦政府の負担 連邦政府の負担は50%である。
- (4) 定義 この subpart の目的と関わって、「州高等教育行政庁」とは、州の高等教育の管理に主として責任を有する担当者あるいは行政庁のことをいう。
- (5) 特別規則 この subpart の下で補助金を支給するに当たり、教育省長官は、公立及び私立高等教育機関の対等の参加を保証する。

#### Sec. 116 配分

各州高等教育行政庁は、各会計年度において、section 115 (a) (2) に基づき、以下の (1) 及び (2) の配分比率と同じ比率を有する補助金を受給する資格を有する。

(1) (中略)

(2) (中略)

#### Sec. 117 授権された活動

この subpart の下で補助金を受給している各州高等教育行政庁は、当該州内における高等教育機関の刷新的なプログラムに対して財政援助を行うために、本補助金を使用するものとする。

#### Sec. 118 申請

この subpart の下で補助金の受給を希望する各高等教育行政庁は、しかるべき時期に、しかるべき形式で、教育省長官の求める情報を含めた上で、申請書を教育省長官に提出する。申請書には、補助金受給の対象となる活動やサービスを記述するものとする。

#### Sec. 119 歳出の権限

- (a) 一般 この subpart を遂行するために、1993会計年度には1000万ドルを、その後の6会計年度の各年度に対して必要と思われる合計額を、それぞれ歳出することが授権されている。
- (b) 制限 subpart 1 を遂行するために歳出される合計額が2000万ドルと同じかそれ以下の場合、いかなる会計年度においてもこの subpart を遂行するための補助金は歳出されない。

ここにおいて、「全米的必要性」といった文言が全く記述されていないことはもちろんのこと、全米的必要性のある分野についての具体的な記述がみられないといったことから明らかなように、この subpart は全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトとの関係が全くないといえる。このような状況からは、ベル上院議員らがそもそもこの特別プロジェクト自体を構想していなかったことが指摘できよう。

1992年2月には上院で本会議が開催され、FIPSE を含む S.1150の検討がなされた。この時に本会議に提出された S.1150においても全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトの関連規定は設けられておらず、また、FIPSE に関する規定については特段の反対意見や質問が出されることもなかった。最終的に、S.1150は賛成93、反対1、棄権6で上院において成立している<sup>9)</sup>。

## 2. 下院における制定過程

一方の下院においても、1986年高等教育改正法の改定に向けて公聴会が開催されていた。FIPSE に関する公聴会では、全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトも取り上げられることになるが、この特別プロジェクトの萌芽自体は、既にインディアナ大学、アイオワ州立大学、ミネソタ大学、ミズーリ大学、オハイオ州立大学、バルデュー大学、ウィスコンシン大学の合計7大学から構成される中西部大学連盟 (The Midwestern Universities Alliance) による提案に見出すことができる。

中西部大学連盟は、全米的に必要性のあるプログラム (The National Needs Program) という名称で前述の特別プロジェクトの法制化について言及していた<sup>10)</sup>。その上で同連盟は、新たなプログラムをその都度法制化することなく、全米的な重要性を有する分野に多額の補助金をFIPSE が集中的に支出する手助けを行うものであると述べるとともに、500万ドルの予算を付与するよう求めている<sup>11)</sup>。また中西部大学連盟は、全米的に必要性のあるプログラムとして、国際交流 (International Exchanges)、キャンパスの文化的環境 (campus climate and culture)、そして評価と普及 (Evaluation and Dissemination) の3点を挙げている。

まず、国際交流について、この分野に補助金を支給することで授業科目や学生の多様化が促進されること、編入学に際して単位互換を推進することによって海外留学が容易になることといったメリットが示されている<sup>12)</sup>。次に、キャンパスの文化的環境に関しては、学生の多様化が進むことによって、キャンパス環境の不備が原因で中退する学生を減らすことが目的とされている<sup>13)</sup>。そして評価と普及については、FIPSEの補助金を受けたプロジェクトの普及手段が文書に限定されていることが指摘されている<sup>14)</sup>。しかし、FIPSEが創設20周年を迎えるにあたって、これらのプロジェクトがどのような成果を上げたのかを全米中のキャンパスに広げ、より一層普及していくためには文書のみでは不十分であるとし、成果を上げたプロジェクトのディレクターが直接ノウハウを報告するような研究会を開くことを提案している<sup>15)</sup>

以上のような中西部大学連盟の提案を踏まえ、7月25日に開催された公聴会において、全米的に必要性のあるプログラムに関してどのような見解が表明されたのかを検討していく。

まず、インディアナ州選出のピーター・ヴィスクロスキー (Peter Visclosky) 連邦議会下院議員である。中西部大学連盟に加盟している大学の所在地にはインディアナ州も含まれていたことから、ヴィスクロスキー議員は同連盟からの提案に影響を受けたことが推察される。実際に、ヴィスクロスキー議員は、証言に際して、中西部大学連盟が発表した資料も用いている。さて、ヴィスクロスキー議員は改正される法律において、全米的に必要性のあるプログラムの制度化を提言した。その理由として、全米的に必要性のある取り組みの例として薬物一掃プログラムを取り上げ、かつてこのプログラムを実施するためにわざわざ新規に特別法を定める必要があったことを述べている。その上で、全米的に必要性のあるプログラムを制度化することにより、特別法をその都度制定する手間が省けるというメリットを主張したのであった<sup>16)</sup>。

また、ヴィスクロスキー議員は、法制化に向け、全米的に必要性のあるプログラムとして、国際交流と、キャンパスの文化的環境の2点を挙げている<sup>17)</sup>。このうち、国際交流について、ヴィスクロスキー議員は「拡大するグローバルな市場においてアメリカが繁栄するために、我々が提案する国際交流プログラムの充実化が学生や教員にとって必要である。新たな供給者や顧客、専門的な同僚といった、我々が対応する人々のことを知らない、あるいは理解しないならば、国際的な舞台上で成功することは大変難しいであろう。広範な主題を通じてグローバルな視野を身につけていくために、多くのアメリカ人が学校に通学しなければならない。」<sup>18)</sup>と述べ、国際交流を通じてグローバルな視野を身につけることの重要性を指摘している。そしてキャンパスの文化的環境については、人種・民族間の対立やその他の緊張関係が地域社会と同じようにキャンパスにおいてもみられるとした上で、FIPSEがこの問題を全面的には解決しないであろうと指摘しつつも、「FIPSEは、学生や教員、大学当局の関係者が憎しみの根源を理解し、その影響を最小化することを可能にするような取り組みを支援しうらう。FIPSEの支援するプロジェクトは地域社会においてみられる問題と同じような問題への対処方法を学ぶ手助けとなりうるのである。」<sup>19)</sup>と説明し、キャンパスの文化的環境という分野の重要性を主張している。

次に、ディッキンソンカレッジ (Dickinson College) のプリスキラ・ローズ (Priscilla Laws) 物理学教授が証言を行い、全米的に必要性のあるプログラムについて、「我々が関心を有していることも強調しておきたい」と述べるなど、賛意を表している<sup>20)</sup>。

以上のヴィスクロスキー議員とローズ教授の説明に対して、特段の反対意見や質問が出されることもなく、公聴会は終了している。



公聴会が終了した後の10月11日に、連邦議会の下院において、ウィリアム・フォード (William Ford) 下院議員らが FIPSE を含む法案 H.R.3553 を提出した。FIPSE の規定うち、全米的必要性のある特別プロジェクトに関連するものは次の通りである<sup>21)</sup>。

#### Title X – 中等後教育改善プログラム

##### Sec.1003. Part C に対する修正

この法律の title X の Part C は以下のように修正される。

“Part C 全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクト

“Sec.1061. (a) 教育省長官が、教育省長官と FIPSE ディレクターによって明らかにされた特定の全米的必要性のある 1 つあるいはそれ以上の分野に関する刷新的なプロジェクトへの必要性を認識したとき、教育省長官は、高等教育機関、あるいはそれら機関の連合体、そしてその他公立の行政庁や非営利の組織に補助金を支給するための権限を有する。

“(b) 申請がしかるべき時期に、しかるべき形式でなされない限り、そして FIPSE ディレクターが求めるような情報を含めていないかあるいはそうした情報が伴っていない限り、この part のもとではいかなる補助金も支給されない。

“(c) 全米的な必要性には以下の項目が含まれるが、それらに限定されるわけではない。

“(1) 国際交流

“(2) キャンパスの文化的環境

“(3) 評価と普及

“(d) この part を遂行するために、1993 会計年度に 500 万ドルを、また、それに続く 4 年間の各会計年度に対して必要とされる合計額を、それぞれ歳出することが授權されている。”

ここにおいては、中西部大学連盟の提案していた全米的に必要性のあるプログラムという名称が全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトという名称に変更されているけれども、教育省長官が認定した全米的必要性のあるプロジェクトに関する申請に対して補助金を支給することが規定されており、公聴会でなされた提言がそのまま法案となっているといえる。

その後、フォード下院議員らはこの法案に若干の修正を加えた上で、再度、1992 年 2 月 27 日に連邦議会下院へ提出している。ただ、全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトについては、修正は加えられていない<sup>22)</sup>。

なお、フォード下院議員らは同日、法案修正に関する報告書も下院に提出しており、そこにおいて、全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトについても言及している。フォード下院議員らはこの特別プロジェクトをめぐる、緊急性や重要性を有する全米的な教育課題に対して集中的に財政援助を行うことができるとのメリットを指摘している<sup>23)</sup>。その上で、全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトのうち、国際交流については、グローバルな視野を有する人材育成が重要であり、アメリカの学生の海外留学プログラムへの参加率が低いといった現状を踏まえると、FIPSE による支援が必要であること、また、FIPSE はヨーロッパ共同体 (European Community) との交換留学プロジェクトに関わってきたことから、国際交流に関する支援をすだけの体制が十分に整っていることを述べている<sup>24)</sup>。また、キャンパスの文化的環境については、キャンパスで進行する人種・民族等の多様化とそれに伴うさまざまな対立の深刻化、キャン

アメリカ中等後教育改善基金における全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトの導入と特質

パスの文化に疎外感を抱いて中退する学生の増加といった問題に対処する必要性が述べられている<sup>25)</sup>。そして評価と普及については、全米3000以上のカレッジや大学等に対して、成果を上げた刷新的な取り組みを普及することへのニーズがあると指摘するとともに、FIPSEが中等後教育における改善を促進しようとするならば、そうした取り組みの普及は重要であると主張している。

法案と報告書の提出を受けて、1992年3月に下院本会議が開催されることとなった。本会議での審議の結果、全米的必要性のある特別プロジェクトを含むFIPSEの規定については特段の反対意見や質問が出されることもなく、H.R.3553は3月26日に賛成365、反対3、棄権66で成立した<sup>26)</sup>。もっとも、上院で成立したS.1150とは規定内容で大幅な違いがみられたことから、フォード下院議員は上院との両院協議会を要望し、その旨了承されている<sup>27)</sup>。

## II 1992年両院協議会以降の制定過程

下院から3月26日に両院協議会の開催要望が出されたことを受けて、上院では協議の結果、両院協議会の開催に同意するとともに、両院協議会に出席するメンバーの決定を行った<sup>28)</sup>。

その後、両院協議会では、上院の法案S.1150と下院の法案H.R.3553との相違をめぐって協議が行われることとなった。

まず、FIPSE自体を法律中のどの章に位置づけるのかについてである。上院の法案においてはTitle Iという章で規定されていたが、下院の法案では従来の法律通りTitle Xという章において規定されていた。この点については、上院側が譲歩した結果、下院の法案通り、Title Xのままで規定されることとなった<sup>29)</sup>。

次に、上院の提案した高等教育機関における刷新的プログラムについてである。このプログラムは下院の法案には規定されていなかったが、協議の結果、上院がこのプログラム自体を取り下げることとなった<sup>30)</sup>。

そして全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトについてである。前述の通り、この特別プロジェクトは下院によって提案されたものであった。両院協議会で議論を重ねた結果、上院は下院によって提案された特別プロジェクトを法制化することに同意した<sup>31)</sup>。ただ、この特別プロジェクトをめぐるFIPSEディレクターと教育省長官の役割を明確化するために、権限の主体に変更が加えられることになった。最終的に、両院協議会を通して、この特別プロジェクトは次のように規定された<sup>32)</sup>。

### Subpart 2 全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクト

#### Sec.1011 特別プロジェクト

- (a) 補助金支給の権限 FIPSEディレクターが、同ディレクターによって決定された1つかそれ以上の特定の全米的必要性のある分野に関する刷新的プロジェクトへの必要性を認識したとき、FIPSEディレクターは高等教育機関、あるいはそれら機関の連合体、そしてその他の公的行政庁、非営利組織に対して補助金を支給する権限を有する。
- (b) 申請 申請がしかるべき時期に、しかるべき形式でなされない限り、そして教育省長官が求めるような情報を含めていないかあるいはそうした情報が伴っていない限り、この part のもとではいかなる補助金も支給されない。

(c) 全米的必要性のある分野 全米的必要性のある分野には以下の項目が含まれるが、それらに限定されるわけではない。

- (1) 国際交流
- (2) キャンパスの文化的環境
- (3) 評価と普及

(d) 歳出の権限 この part を遂行するために、1993会計年度に500万ドルを、その後の4会計年度の各年度に対して必要と思われる合計額を、それぞれ歳出することが授權されている。

両院協議会での修正規定は、下院で提案された H.R.3553における規定と比べて、権限の主体という点で2カ所の修正が加えられている。

まずは、(a) の補助金支給の権限である。H.R.3553において、全米的必要性のある分野を決定したのは教育省長官と FIPSE ディレクターであった。しかし、両院協議会の結果、連邦教育行政に関する最高責任者である教育省長官は権限の主体から外れ、FIPSE ディレクターのみの決定事項とされた。また、誰が補助金を支給するかについて、H.R.3553では教育省長官となっていた。しかし最終的には全米的必要性のある分野の決定の場合と同様に、教育省長官ではなく、FIPSE ディレクターが補助金を支給する権限を有するようになったのである。この点と関わって、FIPSE の他のプログラムについては、教育省長官が補助金を支給する権限を有していることを踏まえると、特筆に値すべき修正事項であるといえる。

次に、(b) の申請である。H.R.3553では、申請書に記載すべき情報の決定権限は FIPSE ディレクターとされていた。一方、両院協議会の結果、この決定権限は教育省長官となったのである。この点については、全米的必要性のある分野や補助金支給の決定と比べると、申請書の記入事項は技術的・手続き的側面が強いことから、教育省長官の権限に変更されたことが推察される。

両院協議会を通じて修正された、全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトを含む法案は連邦議会上下各院の本会議において審議されることとなった。その結果、上院では6月30日に可決された<sup>33)</sup>。一方、下院では7月8日に賛成419、反対7、棄権8で可決された<sup>34)</sup>。以上の経緯を経てジョージ・H・W・ブッシュ大統領の署名がなされ、1992年7月23日に1992年高等教育改正法が成立し、これによって全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトが連邦レベルの法制度として導入されたのであった。

## おわりに

これまで、全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトがいかなる経緯のもとで導入され、どのような特質を有しているのかを、1992年高等教育改正法の制定過程を中心に検討してきた。ここで明らかになったことは次の2点にまとめられる。

第1に、国際交流、キャンパスの文化的環境、評価と普及という全米的必要性のある分野が、教育省長官といった連邦政府の側からではなく、中西部大学連盟という教育機関の側から提案され、法制化されたことである。これらの分野については、下院での公聴会開催前から中西部大学連盟によって提案されており、公聴会でも加盟大学の立地する州の1つであるインディアナ州出身の連邦議会議員が全米的に必要性のあるプログラムの意義を強調していた。FIPSE のその他の



プログラムについて、連邦政府の側からの提案が数多くみられるなかで、この特別プロジェクトが教育機関の側から提案され、そのまま法制化されたことは注目されよう。

第2に、全米的必要性のある分野を設定する権限がFIPSEディレクターのみに規定されたということである。下院の提案したH.R.3553において、全米的に必要性のある分野については、FIPSEディレクターに加えて、教育省長官の双方が設定することができることとされていた。しかし、両院協議会を経て、この権限についてはFIPSEディレクターのみが設定するものと定められたのである。このことと関わって、FIPSEはその創設以来、保健教育福祉省の一組織という位置づけであったが<sup>35)</sup>、それはさまざまな政治的圧力からFIPSEを保護し、一定の独立性を保持するための措置でもあった<sup>36)</sup>。この点を考慮するならば、両院協議会において、全米的必要性のある分野の設定という、政策の形成に直接関わる事項については、連邦教育行政の最高責任者である教育省長官の権限ではなく、FIPSEの責任者であるディレクターのみの権限にすべきという配慮が働いたのではないかということが推察される。

最後に、今後の課題としては以下の3点が挙げられる。

まず、1992年高等教育改正法によって法制化された全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトの展開過程を明らかにすることである。本研究では、1992年高等教育改正法の制定過程の分析を通じて、この特別プロジェクトがどのように法制化されたのかを明らかにした。しかし、1992年の制度化以降、全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトがいかなる展開過程をたどっていったのか、また、新たに追加されたプロジェクトは存在したのか、存在したとすれば、それは誰がどのような過程を経て追加したのかといったことを検討するに至っていない。そこで、1992年高等教育改正法成立以降の全米的必要性のある分野における特別プロジェクトの法制的な展開を検討することで、全米的必要性のある分野がどのように変容していったのかが明らかになる。

次に、FIPSEの運営に際して、FIPSEディレクターの役割に関する規定がどのように変容したのかを分析することである。1972年教育改正法の成立以降、FIPSEの補助金を支給する権限を有するのは保健教育福祉省長官<sup>37)</sup>であった。しかし、本稿でも明らかにしたように、全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトに補助金を支給する権限については、FIPSEディレクターにあると規定されたのである。そこで、FIPSEディレクターの役割が1972年の創設時にどのように規定され、その後どのように変容したのかを検討することによって、FIPSEにおける政策形成の機能や、FIPSEディレクターと教育省長官との関係が明瞭になると考える。

そして、FIPSEディレクターが実際にどのような役割を果たしていたのかを検討することである。1992年高等教育改正法の制定によって、確かに、全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトがFIPSEディレクターによって決定されることになった。とはいえ、FIPSEディレクターが全米的必要性のある分野という重要な事項を単独で決定することは困難なのではないかということが推察される。そこで、全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトの設定をめぐる、実際にいかなる主体がどのように関わっているのかを分析することで、この特別プロジェクトをめぐる政策形成の実相を浮き彫りにすることが可能となる。

【注】

- 1) Diane Pelavin, Sol Pelavin, *The Fund for the Improvement of Post-Secondary Education: A Second Look*, Pelavin Associates Inc., 1980.
- 2) Thomas Carroll, Strategies to share the best in postsecondary education at the Fund for the Improvement of Postsecondary Education, in *Evaluation and Program Planning*, 1993, pp.245-249.
- 3) Chester E. Finn Jr, *Education and the Presidency*, Lexington Books, 1977., Jan Shefter, Diane Pelavin, and Martin Orland, *History and Development of the Fund for the Improvement of Postsecondary Education*, 1980, pp.1-12., Lawrence E. Gladieux, and Thomas R. Wolanin, *Congress and the Colleges: The National Politics of Higher Education*, Lexington Books, 1976, p.226., Virginia Smith, John Immerwahr, Charles Bunting, Lynn DeMeester, Russel Garth, Richard Hendrix, David Justice, Ray Lewis, Grady McGonagill, and Carol Stoel, *Fund for the Improvement of Postsecondary Education: The Early Years*, The National Center for Public Policy and Higher Education, 2002.
- 4) Lynn Ann DeMeester, *The Management of Discretion: Implementing and Monitoring a Discretionary Grant Program*, George Mason University, 1986.
- 5) United States Congress Senate (以下, USCS), *Reauthorization the Higher Education Act of 1965; Report of the Committee on Labor and Human Resources United States Senate to accompany S.1150 to Reauthorize the Higher Education Act of 1965 and for Other Purposes together with Additional and Minority Views*, U.S. Government Printing Office, 1992, p.99.
- 6) United States Congress (以下, USC), *Bills 102nd Cong. (1128)-(1150) 1991-1992*, U.S. Government Printing Office, 1992a, p.9.
- 7) USCS, *op. cit.*
- 8) *Ibid*, pp.152-153.
- 9) USC, *Congressional Record proceedings and debates of the 102nd congress second session*, Volume 138 Part 3, U.S. Government Printing Office, 1992, pp.2916-2917.
- 10) United States Congress House of Representatives (以下, USCHR), *Hearing before the Subcommittee on Postsecondary Education of the Committee on Education and Labor House of Representatives one hundred second congress first session*, U.S. Government Printing Office, 1991, p.20.
- 11) *Ibid*.
- 12) *Ibid*.
- 13) *Ibid*.
- 14) *Ibid*.
- 15) *Ibid*.
- 16) *Ibid*, p.8.
- 17) *Ibid*.
- 18) *Ibid*, p.14.
- 19) *Ibid*, p.15.
- 20) *Ibid*, p.67.
- 21) USC, *op. cit.*, 1992a.
- 22) *Ibid*, pp.622-623.
- 23) USCHR, *Higher Education Amendments of 1992; Report of the Committee on Education and Labor House of Representatives one hundred second congress second session together with Dissenting and Additional Views*, U.S. Government Printing Office, 1992, p.115.
- 24) *Ibid*, p.116.

- 25) *Ibid.*
- 26) USC, *Congressional Record proceedings and debates of the 102nd congress second session*, Volume 138 Part 5, U.S. Government Printing Office, 1992, p.7299.
- 27) *Ibid.*, pp.7299-7300.
- 28) USC, *Congressional Record proceedings and debates of the 102nd congress second session*, Volume 138 Part 6, U.S. Government Printing Office, 1992, p.8598.
- 29) USC, *Congressional Record proceedings and debates of the 102nd congress second session*, Volume 138 Part 12, U.S. Government Printing Office, 1992, p.16828.
- 30) *Ibid.*, pp.16828-16829.
- 31) *Ibid.*, p.16829.
- 32) *Ibid.*, pp.16810-16811.
- 33) *Ibid.*, p.18008.
- 34) USC, *Congressional Record proceedings and debates of the 102nd congress second session*, Volume 138 Part 13, U.S. Government Printing Office, 1992, p.18285.
- 35) 組織再編により、保健教育福祉省の所掌していた教育分野は、1979年に設置された教育省に移管されている。
- 36) 吉田武大「連邦政府における中等後教育改善基金の創設過程－組織形態と権限に焦点を当てて－」『アメリカ教育学会紀要』第20号，2009，p.14.
- 37) 1979年以降は、教育省長官となっている。

【付記】本研究は、JSPS 科研費16K04584の研究成果の一部である。